

時

評

「デジタル化」と向き合う 日本の民事司法



横浜国立大学
名誉教授
今村与一

日本の大学では、学生の入校禁止措置が続く中、5月の連休明けから、音声付き動画配信の方法による新学期の遠隔授業が始まった。デジタル方式の情報発信ツールが、アナログ方式の大がかりな放送機器設備を不要化し、いとも簡単に教室外でのリモート授業を可能にしたのである。21世紀に入って本格化した電子情報技術の加速度的な浸透(「スマホ」の略称で親しまれる携帯端末の日本上陸が2008年)、恐るべし。卑近な例だが、新聞を読まない息子世代が、「スマホ」をもたない父親よりも、スポーツ、エンタメに限らず、政治・経済・国際情勢に関する情報入手が早い。

しかし、携帯端末が牽引するいわゆるネット社会の利便性にばかり、そうそう目を奪われているわけにはゆかない。何より問題なのは、地球上を覆い尽くす電子情報通信ネットワークが、片手で足りるほどのごくわずかな巨大企業(各創業主)によって牛耳られているという現実である。したがって、無料サイトを覗いているつもりでも、その利用環境を整備し、確保するためには、必ず対価を必要とする。しかも、そこには、実に多様な有形無形の商品が出回り、国境の壁を突き破る前世紀末以来のグローバル経済が控えている。それは、途方もないビッグ・デ

ータが集積された世界市場そのものである。何事につけリモートばやりの現状から察すれば、出口の見えないパンデミック終息後、独占的なネット産業の制圧力がいや増していることは必定であろう。

この仮想世界と向き合う同時代人は、年少でも端末の操作を覚えた時からその恩恵を享受するほかはない。仮に、新たな文明の支配を拒もうものなら、学校、職場、私生活にまで及ぶ他者との関係を遮断され、あたかも陸の孤島にとり残されたかのような存在となってしまう。このような心理状態が、SNSへの過剰な依存、あつという間のフェイク・ニュースの拡散を後押ししているように思われてならない。いささか誇張しすぎた見方ではあるが、もし読者と共感し合える部分があるとすれば、「デジタル化」は、決して無色透明ではないということを確認してよいだろう。

ところで、この電子情報化の、今まさに焦点と目されるのが、最も縁遠かった司法界、特に民事司法である。2019年12月に公表された「民事裁判手続等IT化研究会報告書」の提案は、①訴えの提起ほかインターネット上の「オンライン申立て」、②オンラインでアクセス可能な「事件管理システム」、③口頭弁論およびその準備手続におけるオンラインでのウェブ会議システムの活用に集約される(同研究会が掲げる「3つのe」)。訴状提出から判決書の作成・送達に至るまで最終的に「デジタル化」を目ざす目論見である。実のところ、欧米各国では、この間、電子情報技術を駆使した司法改革が目まぐるしく進展しているのに対し、日本では、今世紀早々、民事訴訟法132条の10の新設(2004年)

により、オンライン化の端緒が切り開かれたにもかかわらず、その後10年以上の「停滞」があったのは確かである。

それにしても奇異に思われるのは、たとえば、フランスの場合、先ほどの「3つのe」を①・②・③の時系列で段階的に実現してきたが、日本の場合は、立法措置を要するか否かの区別から、全く逆に③・②・①の順序で事業計画を組んでいることである。「デジタル化」の狙いが、真に国民にとって利用しやすい民事司法の実現にあるならば、「デジタル化」の利便性を最大限に発揮させる①から着手すべきところ(オンライン窓口の一本化など)、いきなり裁判手続の心臓部に当たる③を先行させるのは、本末転倒とは言わないまでも、随分冒険的ではないだろうか。これとも関連し、もうひとつ気になるのは、「デジタル化」に対する警戒心が乏しいことである。関係するシステムを全部自前で構築するならいざ知らず、多かれ少なかれ外注化に頼らざるをえないとすれば、当事者のなりすましによる申立てや、ウェブ上の証人尋問でのなりすまし、電子文書としての書証の偽造・変造などの防止策は、もっと慎重に検討されてよいのではないか。火事場泥棒のように見える「特別な訴訟手続」の拙速な導入は論外である。

どこまでも司法改革の一環として、「デジタル化」とどう向き合うか。この問題が、日本の司法の諸特徴を自覚し、その未来を方向づける喫緊の課題であることを読者諸賢に訴えたい(日仏司法改革の異同については、今村「司法と正義」、江藤价泰先生追悼論集『日本の司法—現在と未来』所収527頁以下の参照を乞う)。

(いまむら よいち)